

平成 29 年度

第 11 回総務経済常任委員会会議録  
第 6 回総務経済分科会会議録

平成 29 年 12 月 5 日

宍 粟 市 議 会

平成29年度第11回総務経済常任委員会会議録

日 時 平成29年12月5日(火曜日)

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 12月5日 午前9時12分

次 第

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 協議・審査事項

第78回宍粟市議会定例会付託案件審査及び所管事務調査

(企画総務部)

第109号議案 宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

宍粟市人口ビジョンと地域創生総合戦略について

その他報告事項

- ・住民投票条例の制定について
- ・特別職報酬審議会について
- ・近隣市町の入札における最低制限価格の状況について

(まちづくり推進部)

公共交通の利用促進に関する事項について

- ・公共交通について
- 地域おこし協力隊に関する事項について
- ・地域おこし協力隊について
- その他報告事項
- ・市民相談事業実施状況について
- ・いきいき地域づくり事業実施状況について
- ・消費生活相談について
- ・年末特別警戒について
- ・消防団婚活イベントについて

(産業部・農業委員会)

第111号議案 穴粟市農業共済条例の一部改正について

その他報告事項

- ・穴粟市中小企業等振興基本条例（案）について
- ・「地域おこし企業人」交流プログラムについて
- ・災害査定結果について

（建設部）

第114号議案 市道路線の認定及び変更について

その他報告事項

- ・除雪車の購入について
- ・水道料金滞納債権の徴収取り組み状況について

道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書

第78回穴粟市議会定例会付託案件討論及び採決

4．その他

継続調査事項の協議

その他

委員会（1月）の開催について

5．閉会

出席委員

委員長	飯田吉則	副委員長	田中一郎
委員	津田晃伸	委員	大久保陽一
〃	田中孝幸	〃	東豊俊
〃	西本諭		
議長	実友勉		

出席説明員

（企画総務部）

企画総務部長	坂根雅彦	企画総務部次長	平瀬忠信
企画総務部次長	上長正典	秘書広報課長	三木義彦
地域創生課長	山本信介	総務課長	安井洋子
財務課長	砂町隆之	財務課副課長	大田貴久

（まちづくり推進部）

波賀市民局長 松木 慎二  
まちづくり推進部次長 井上 憲三  
人権推進課長 大田 敦子  
市民協働課副課長兼スポーツ推進室長 石垣 統久  
人権推進課副課長 柴原 宏二

まちづくり推進部長 富田 健次  
まちづくり推進部次長兼市民協働課長 樽本 勝弘  
消防防災課長 田路 仁  
市民協働課副課長 西嶋 義美

(産業部・農業委員会事務局)

産業部長 名畑 浩一  
産業部次長兼地域産業課長 坂口 知巳  
農地整備課長 祐谷 佳孝  
商工観光課長 寺元 久史

農業委員会事務局長 宮崎 一也  
農業振興課長 前川 満  
林業振興課長 中村 仁志  
農業委員会副課長兼農地係長 岸本 彰光

(建設部)

建設部長 花井 一郎  
建設部次長兼地域建設課長 寺田 美喜也  
建設課長 井口 靖規  
水道管理課長 福井 功  
水道管理課副課長兼管理係長 小池 信仁

建設部次長 福岡 清志  
建設部次長兼都市整備課長 太中 豊和  
土地対策課長 榎木 隆  
上下水道課長 坂井 高誉

事務局

係 長 岸 元 秀 高

(午前 9時12分 開会)

飯田委員長 次に、第11回総務経済常任委員会のほうに入らせていただきます。よろしくをお願いします。

まず、第109号議案につきまして審査を行いたいと思います。

第109号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、この分につきまして各会派の中からはいろいろと論点整理で出てきております。まず、これについてそちらのほうから一度説明をお願いします。

坂根部長。

坂根企画総務部長 まず最初に、おわびと訂正をさせていただきたいというふうに思っております。実は本会議の議案質疑の中で、大畑議員の御質問に対して私のほうでお答えをさせていただきました。その内容に少し誤りがございまして、本会議終了後、大畑議員のほうにはその旨お伝えをさせていただきましたが、委員会のもとでもおわびをし、訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

きょう当日配付でお配りをしているこの表でございますでしょうか。この資料。これはめくっていただきまして、宍粟市職員のハラスメントの防止等に関する要綱、当日、大畑議員の御質問は、この部分で、相談窓口と相談員は誰かというところの御質問に対して、私のほうは、相談窓口として総務課、それから相談員として総務課長ということで答弁をさせていただきました。これが誤りでございまして、3ページの別表のところにありますように、相談窓口としては総務課長、相談員としては人事担当課長、総務課長が推薦する職員の男女各2名ということで、これは企画総務部長が任命をするということになっておるところでございます。このことを誤って、相談窓口は総務課、相談員は総務課長ということで御答弁をさせていただきました。大変申しわけなかったです。このあたり、この要綱が正解ということでございますので、訂正をしておわびをしたいというふうに思います。

それでは、よろしいでしょうか。続いて説明のほうに移らせていただきます。

飯田委員長 平瀬次長。

平瀬企画総務部次長 それでは、第109号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして御説明をさせていただきます。

これにつきましては、去る雇用保険法の改正による地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正によりまして、一般職の育児休業について、育児休業を取得した職員が保育所等での申し込みをしているが、保育所の入所ができていない場合において、育児休業の再取得や再延長などをできるように改正をするものでございます。

なお、期間の上限であります育児休業期間につきましては、従来の3歳に達する日までということについては変更はございません。

また、非常勤職員の育児休業につきまして、原則1歳までである育児休業を6カ月間延長しても保育所等に入所できない場合に限って、さらに6カ月の再延長ができるようになり、最大2歳に達する日まで取得するように改正するものでございます。

今回の改正につきましては、再取得、再延長など取得できる理由に保育所入所等ができていない場合を入れるということで改正をするものでございます。

以上でございます。

飯田委員長 ありがとうございます。

それでは、審査のほうに入りますけれども、まず、この法律改正の時期なんですけれども、公布の日から施行となってますけれども、期日に問題はないのかという意見が出てきております。要は、公布の日から施行、これいつになるということになってます。

安井課長。

安井総務課長 失礼します。公布の時期につきましては、今回議決をいただいた恐らく翌日になるかと思えます。

問題がないかという御指摘につきましては、先ほど次長のほうが申し上げましたとおり、雇用保険等の法律の一部改正に基づいて地方公務員等の育児休業に関する法律というのが改正になりましたので、こちらの施行日は平成29年10月1日付になっております。本来でしたら当条例も10月1日付で施行ができればよかったです。国のほうから示された条例例といたしますのが9月議会では間に合いませんでしたので、今回の上程に至っております。ただ、現在市のほうでは該当者がありませんので、さかのぼり適用ではなく、公布日施行とさせていただきたいと考えております。

飯田委員長 わかりました。

続きまして、この条例の根拠ということで、この条例の根拠となるべき法律は育児・介護休業法だと認識しておりますけれども、それで正しいでしょうか。

安井課長。

安井総務課長 御指摘のとおり、大もとは育児・介護休業法の改正を受けまして、当市の条例の上位法になっております地方公務員法の育児休業等に関する法律が改正されて、それを受けて当条例を改正するというような経緯に至っております。

飯田委員長 わかりました。

今回、今おっしゃった法は育児・介護ということになっただけですけど、今回育児だけの条例ということになってますけど、介護関係のほうについてはどういうふうになっているんでしょうか。

安井課長。

安井総務課長 本日の当日の配付資料として、先ほど部長のほうで説明しました冊子のほうごらんいただきたいのですが、今回の改正につきましては、今回上程させていただいている育児休業に係る部分と、介護ですとかそういったものに関するもの、一体的な法律の改正となっております。介護に関しましては、この育児休業の条例ではなくて、職員の勤務時間条例と言っております条例で規定をしております。こちらにつきましては昨年の12月に上程をさせていただきました。既に改正済みとなっております。

飯田委員長 勉強不足で申しわけございません。

続きまして、再取得というところなんですけれども、保育所等に入れられない場合ということで、改正条例3条の6号の中で、家庭的保育事業等の等とは何を指すのかということなんですけれども。

安井課長。

安井総務課長 この等につきましては、児童福祉法の第24条第2項で規定をされております家庭的保育事業等を指しております。その中には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業等があります。当市におきましては、こちらの家庭的保育事業等につきましては、市のほうで待機児童が多い場合に小規模な保育事業などを利用していくというような制度になっているようで、現在市のほうでは認定しているものはないということです。特に待機児童もないということで、現在特に整備を急いであるような必要はないと考えているということで、教育部のほうで確認をとっております。

以上です。

飯田委員長 ということは、今現状そういう対象がないという状況の中で、急いであるという状況ではないということなんですけども、全然そこへ踏み込んでいかないというわけではないですね。要は様子を見ながらやっていくという状況なんですか。

安井課長。

安井総務課長 そちらにつきましては、子ども・子育て支援法のほうが大きく改正されまして、認定こども園等も現在開設に向け教育部のほうで準備をされております。

すので、必要に応じてそういった形で、その法律に基づいて今後整備のほうは検討されていくのかなと思っております。

飯田委員長 わかりました。

それと、あのときにも、今先ほど部長のほうからありましたように、要は不利益等の取り扱いの禁止という部分のところなんですけども、不利益取り扱いの禁止条項については育児休業法というものを適用しているのかという部分についてお答え願いたいんですけども。

安井課長。

安井総務課長 こちらで、御指摘のとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律の第8条につきまして、職員は、育児休業を理由として、不利益な取り扱いを受けることはないという規定がありますので、こちらのほうを適用させていただくようになっております。

飯田委員長 ハラスメントにつきましては、今、部長のほうからもありましたので、省きたいと思えます。

続いて、育児休業給付金、それから育児休業給付金の延長期間給付金、社会保険等の内容についてのことなんですけれども、その辺についての育児休業の給付金と社会保険等はどういうふうに扱われるのかという部分についてちょっとお伺いします。

安井課長。

安井総務課長 本日お配りしました説明資料の9ページのほうに手当等経済的支援について記載をしております。こちらの資料はおおむね厚生労働省のホームページから引用している資料でございますので、出産育児一時金ですとか、出産手当金、また育児休業給付金等が支給されることになっております。今回の改正に伴いまして、保育所等に入れない場合で育児休業等を延長する場合につきましては、最長で2歳まで支給されるような形で改正がされております。

育児休業給付金といいますのは、私たちでしたら2カ月までは産後休暇ということで給料のほうは全額支給されまして、その後育児休業になりますと給料は全額停止になりますので、共済組合のほうから給料の67%が給付されます。ただ、6カ月経過後につきましては、その手当も50%に減額という形になっておりまして、私たち職員はそちらの共済組合のほうから手当を受けるんですが、今後臨時職員ですとか非常勤職員等共済組合に加入していない職員が該当になった場合は、雇用保険等社会保険などの手続をしまして、同じように給付金等を受けるような形になってい

きます。

以上です。

飯田委員長 わかりました。

ちょっと飛び飛びになったんですけども、今おっしゃられました非常勤職員という部分についてお伺いしたいんですけども、非常勤職員と呼ばれる人はどういう職種で、現在いる場合、職名、在職者ということで、きょう恐らく資料を提出していただいたと思うんですけども、ちょっとその辺の説明をお願いします。

安井課長。

安井総務課長 非常勤職員という定義に基づいて任用している職員に関しましてなんですが、事前に追加資料として提出しております資料のほうをごらんをいただきたいのですが、職種等をつけている資料になります。

こちらにつきましては、現在、月額という賃金形態で任用しております職種の一覧をつけさせていただいております。それが1ページになります。

2ページには現在任用している人数を、こちらは今年度の4月1日現在、年度当初の人数になっておりますが、下から2段目で月額任用者数ということで、全体で258人を任用しております。内訳は事務補助員ですとか専門員が多くなっております。

3ページにはそれぞれ部局ごとに正規職員の数と、一番右に月額の臨時職員ということで、部局別に何人の人数が任用されているかという表になっております。

先ほどから育児休業手当金等の説明を申し上げる中で非常勤職員と申し上げておりますのは、現在市のほうでは、この月額任用職員というのは地方公務員法の22条に基づく職員となっております、非常勤職員ではあるんですが、1年ごとに任用を選考しているということで、現在育児休業の対象にはなっておりません。

現在地方自治法と地方公務員法が大幅に改正をされまして、平成32年の4月からはこの体系が大きく変わりました、会計年度任用職員ということで、1年ごとに選考をしていくような賃金形態になります。その改正にあわせまして、勤務条件ですとか賃金形態も、同一労働同一賃金と今現在言われておりますが、その方向できちっと待遇をよくしていくようにというふうなことで、現在その方向性が国のほうからも示されておりますので、その改正時期に合わせまして、きちっとこの育児休業などの整備もしていきたいと考えております。

そちらにつきましても、平成32年の4月施行となっておりますので、来年1年間をかけましてきちっとした整備をしていきたいと考えておりますので、また整備が

整いましたら条例のほうできちっと上程をさせていただいて、審議をしていただきたいと考えております。

今回お示ししました資料につきましては、あくまでも現在月額臨時職員として任用している職種を参考までに上げさせていただきましたので、この中で必要な職種について、今後会計年度任用職員のほうに移行していくというような流れになっております。

以上です。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 済みません、そしたら、今現在非常勤職員に該当する人はいないということなんですか。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 育児休業を取得できる該当する非常勤職員はおりません。

飯田委員長 大久保委員。

大久保委員 そしたら、臨時職員さんらはこの非常勤職員ではないと、また全然別物という扱いなんですかね。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 別物といいますか、非常勤職員ということで、きょうお配りさせていただきました資料の中に、5ページになります。済みません、当日の資料で、こちらの表紙になっている資料の5ページになります。

有期契約労働者の育児休業取得要件の見直しということで、育児休業の延長に該当するような職員がどういった職員かというようなことで図式化しておるんですが、申し出時点で1年以上継続して雇用されていること、また1歳以降も雇用継続の見込みがあること、2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除くといったような条件が記載してあります。現在市でお世話になっております臨時職員さんに関しましては、こちらの条件に当てはまらないということで、地方公務員法の22条に基づく任用ということで、1年以上現在継続されて雇用されている職員の方は大勢おられるんですが、1年ごとに選考し直しして雇用を継続するかどうかということで判断をしておりますので、現在のところは育児休業のところは該当にならないというような形になっております。

そこが待遇面で問題があるということで、今後大きく見直しをかけていくような仕組みに、国全体がそういった流れになっておりますので、ほかの市町村でも同じようなことが起こっております。これが問題であるということで、今後きちっと地

方公務員法自体を改正して、会計年度任用職員というものに改正していこうとしているものなので、現在の状況では非常勤職員で育児休業に該当する職員はいないというような形になっております。

済みません、ちょっと説明が下手で申しわけございません。現在対象になる非常勤職員として考えられる職員につきましては、例えば3年ですとか5年というもともと任期を決めて任用する職員で、短時間勤務、フルタイムではないですが、5分の4勤務ですとか、そういう非常勤という形で複数年度でもともと契約をして任用するという職員が非常勤職員という形で今現在でしたら育児休業の該当になるような職員になります。

市で言いますと、短時間勤務の任期付職員というような制度もあるんですが、現在そちらで任用している職員は男性のみで、女性はありません。もしそちらの男性職員が育児休業をとりたいということになりましたら、もちろん該当にはなりません。飯田委員長 大久保委員。

大久保委員 今、安井課長おっしゃられた3年、5年の契約いうんがもうひとつぴんこんのやけども、それって例えば市職員を退職された方が再任用とかで来られる人だけが対象になるんですかね。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 現在対象になり得る職種として任用している職員につきましては、当市で言えば、税務課の任期付職員としまして、徴収専門員の方は5分の4勤務で任期付で任用しておりますので、もしこういう育児休業に該当すれば取得は可能になってきます。

先ほど大久保議員のほうがおっしゃった再任用職員につきましては、短時間勤務の場合は再任用職員はもともとのうちの条例で除くという形で、育児休業の対象から除くということで定義がされておりますので、再任用につきましては、一旦市を退職して再任用で来ている職員は該当にはならないことになっております。

飯田委員長 田中委員。

田中一郎副委員長 単純に現在よく使われている言葉でちょっと質問するんですが、幼稚園、保育士、臨時職員募集しますということありますよね。現在幼稚園も保育所も臨時職員、非常勤講師というのが現在勤務されてますね。ちょっとその辺説明、現状としてお願いします。

飯田委員長 平瀬次長。

平瀬企画総務部次長 今、田中委員からの御質問につきましては、幼稚園の保育士

等につきましては、任期付というような格好で既に3年の任期の中で雇用するということをとっております。ですから、この職員については一般職に準ずるといことになりますので、育休の対象職員にはなりません。

済みません、3年とかの任期付職員の採用というのもしておりますし、1年限りの雇用の臨時職員という雇用もさせていただいております。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 そしたら、その3年の任期がついている人は、言うたらこの法律改正の中では非常勤職員の部類に入るといことなんですか。

飯田委員長 平瀬次長。

平瀬企画総務部次長 今説明させていただきました3年の任期付の職員については、一般職の職員に準ずるとい格好になります。非常勤職員ではないです。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 これは1年以上継続雇用って、今、臨時職員の方で1年ごとに一度退職されてまた再雇用されるといことなんですか。そしたらこれは継続には該当しなくなるんですか。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 1年以上は任用はしているんですが、1年ごとに選考試験をしまして任用を選考し直ししているといことで、任期はそれぞれ任用通知書、雇用契約書ですね、1年ごとに契約といような形をとっておるもので、それが、育児休業を取得する時点で、先ほど説明をしました5ページのほうの雇用契約の期間に関しましては、1歳6カ月に達する時点で雇用契約があるかどうかとい部分で、該当しないといような形に今現在はなっております。

飯田委員長 そこで、先ほど安井課長おっしゃったように、その部分について上位法が見直せといことで、要は1年ごとに契約を更新していくといやり方はちょっとまずいんじゃないかといか、要は働け働けといいながら、実はそこで保証が切れていくといことになるんで、できれば続けていくといような形のものに変えていこうとい、今は検討中といことやね。わかりました。

安井課長。

安井総務課長 既に地方公務員法のほうは平成32年4月1日を施行として改正がもう既にされておりますので、本当に全国的にこいいた、非常勤職員がたくさんふえるけれども、全然こいいた雇用条件が改善されないといような状況がありまして、そのあたりをきちっと、働き方改革の中で同一労働同一賃金とい視点をも

ってきちっと改正していこうという流れになっておりますので、来年1年かけて、近隣の市町の様子も見ながら、きちっと宍粟市としてもそういった待遇面を改正していこうという流れになっている次第です。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 上位法もそういうふうになっておる状況の中であれば、女性に働く機会とかいうこともどんどん進めている中で、余り近隣他市町がどうのこうのやなしに、宍粟市独自としてそういう部分についてどんどん、早くやっていって、だから、そういう若い女性が子どもを産み育てる条件というのを整えたまちという部分についてはPRしていく部分については、一刻も早くそれを制定できるように進めていってほしいと思いますけども。

田中一郎副委員長 安井課長。

安井総務課長 本当に委員長がおっしゃるとおり、都合のいいときだけお世話になってというのではなくて、きちっと条件面も改善していく必要があると本当に常々感じておりますので、そもそも任用形態が地方公務員法の第何条に基づいて任用されているかというようなところで、ちょっとこういった条件的なところもふぐあいが生じているような部分もありますので、いよいよ全国的にきちっとしないといけないという方向を向いておりますので、できるだけ早くそういった整備を整えていきたいとは常々考えております。

飯田委員長 大久保委員。

大久保委員 済みません、ちょっとズれるかもしれないんですが、さっき安井課長が説明された育児休業給付金のことなんですけれども、公務員さんは、市職員さんは雇用保険に入れないから、先ほどの説明では、育児休業給付金が共済組合より支給されるという説明だったと思うんですけれども、そうしたら、さっきの非常勤職員さん、ちょっと僕そこもう一つ聞き落としとんですけれども、それと、半年とか1年契約の方で臨時職員さんは雇用保険入っていると思うんですけれども、雇用保険は入ってても、半年とか1年の更新だったら、それ支給されるんですかね。

飯田委員長 安井課長。

安井総務課長 雇用保険のほうは現在1年以上の加入期間があれば支給されるということになっております。市の現在の臨時職員さんにつきましては、1年雇用を前提として半年の任用の見直しをして1年契約というような形をとっておりますので、1年以上加入期間があれば支給はされるようになっております。

飯田委員長 よろしいか。ほかに。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、ほかにないようでしたら、次へ移らせていただきます。一応審査事項についてはこれで終了したいと思います。

それでは、継続調査のほうに入りたいと思います。

【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 ほかに。ございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第11回の総務経済常任委員会をここで終わらせていただきたいと思います。御苦労さまでした。

午前10時16分休憩

---

午前11時18分再開

飯田委員長 続きまして、第11回の総務経済常任委員会のほうに移らせていただきます。

継続調査事項に関しまして、お願いいたします。公共交通について。

【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 ほかに。ございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 この件についてじゃなくて、その他ほかに何かありましたら。

当局のほう、ほかに何か。特にはないですか。委員さん、ありませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようですので、それでは、これで総務経済常任委員会を閉じさせていただきます。どうも御苦労さまでした。

午前11時41分休憩

---

午後 1時38分再開

飯田委員長 再開します。続きまして、常任委員会のほうに移りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、ただいまより産業部について常任委員会を開催いたしたいと思います。  
まず、第111号議案について、宍粟市農業共済条例の一部改正についてに入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これについて、前川課長。

前川農業振興課長 失礼いたします。それでは、第111号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正についてということで、内容等説明させていただきます。

まず、農業共済条例の一部を改正する内容でございますが、今回の改正は、平成29年の6月に国会のほうで決議され、平成30年4月1日より施行となる農業災害補償法のうち、兵庫県より早急に見直しの指示があります園芸施設共済における危険段階別共済掛金率を定めるということの改正でございます。

現在、園芸施設共済事業における共済掛金につきましては、施設区分ごとに宍粟市地域で農林水産大臣が定める園芸施設基準共済掛金率を使用しまして徴収しております。市内においては園芸施設に加入する農家が同じ掛金率ということになっております。しかしながら、被害が多く発生している農家と被害が発生しない農家さんが同じ掛金では不公平となっております。この不公平感を是正する措置として、危険段階別共済掛金率を設定することができるようにという形で追加をさせていただきたいなと思います。

また、別添資料にあるんですけれども、共済の農業災害補償法、2ページでございますが、農業災害補償法の一部を改正する法律の概要ということで、まず大きく変わるのが、農業災害補償法から農業保険法に変わると。もう頭のほうから変わっていくということになります。

また、見直しの内容といたしましては、今、農作物、水稻等が25アール以上は全戸加入という形でございますが、今後任意加入ということで、希望される方のみの加入ということになるかと思えます。

それと、家畜につきましては、死亡廃用の共済と疾病共済、これのほうは今一つになっておりますが、これを分けるというような形でございます。

また、3番で、今回提案させてもらっております共済掛金率につきましても、危険段階ごとに定めなさいよということでございます。

また、4番には引き受け方式または共済金の算定方式を政令で規定するというような形でございますが、この部分を、平成30年4月1日からということでございますが、国に確認しますと、平成31年4月1日からこれについては適用して結構ですという形でございます。

ただ、今回私どものほうが出させていただいている部分、園芸施設共済、これにつきましては、加入率が低い状況でございます。これを県のほうから指導を受けております。その一つの理由として、やっぱり不公平感というところがあるのかなということで、県のほうが1年前倒しをして、まず園芸施設共済の危険段階を設定した中で掛金を徴収したほうがいいたろうということで、市といたしましてもそういう形に変更するということで提案をさせていただいているところでございます。

飯田委員長 よろしいでしょうか。このことにつきまして質問は。

田中委員。

田中孝幸委員 園芸施設共済、園芸施設ですね。これは要はハウスということですか。要は雪害とか台風、風とかが多かったからということですかね。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 園芸施設共済につきましては、今、御存じのビニールハウス、それと、一番大きいのであればガラスハウス等もあります。段階別に分かれていますけれども、プラスチックの1から3とか、そういうことで分かれています。その中の今回県から言われているのは、通常、今あちらこちらにあるビニールハウス、あれのほうはやはり風、また雨なり台風とか、被害が多く発生しているという状況がありまして、その部分をいち早く改正しようということでございます。

飯田委員長 ほかに。ございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ほかにないようですので、とりあえずその部分の審査についてはこれで終わりたいと思います。

続きまして、その他報告事項ということで、お願いします。

#### 【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員長 ほかにございませんか。ほかに何も、当局のほうは特にありませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、長時間にわたりありがとうございました。これで総務経済常任委員会を休憩したいと思います。御苦労さまでした。

午後 2時42分休憩

---

午後 3時10分再開

飯田委員長 再開します。続きまして、改めて総務経済常任委員会のほうに入らせていただきたいと思います。

こちらでは、まず、第114号議案の市道路線の認定及び変更についての議案について審査を行います。

花井部長。

花井建設部長 114号議案、市道認定の関係です。よろしく申し上げます。

ちょっと最初に、非常に申しわけないんですけども、資料の3ページ目になりますが、3ページ目の の一番右の適用認定基準というのが2と書いてありますが、これは(1)の誤りでございます。訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。

それでは、認定について簡単に井口のほうから説明いたします。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 失礼します。市道認定と変更につきまして説明させてもらいたいんですが、別途追加資料で、別途で認定基準要綱のほうも配付しておりますので、そちらもあわせて見ていただきたいと思います。申し上げます。

資料のほうで説明させてもらいますけども、1ページ目のほうにつきまして、新規認定路線6路線、それから変更認定7路線ということで列記しております。

2ページ目ですけども、市道認定の基準ということでつけさせてもらっております。今回追加で資料を配付させてもらっておる分が基準要綱でして、その2条にあることをここに転記しております。今回重複で追加資料をさせてもらってます。

それとあわせまして、第3条では、認定の要件ということで、第3条の1項では、4メートル以上でないとならない、それと、4メートルない場合については用地提供の同意が確約できること、その他道路の構造が安全であり良好であること等々の要件があります。それとあわせて、2項のほうでは、その他市長が特に重要と認める場合については市道に認定することができるという要件がございます。

基準のほうでは、今回提案させてもらっております基準では、1番の市道間を連絡する道路、それから2号の県道と連絡する道路、それと4号の市道、県道、国道から公共施設に連絡する道路ということで、1号、2号、4号の基準にのっとって認定をさせていただいております。

それから、3ページ目をお願いします。

3ページ目は、今回新規認定の候補の路線であります。表の説明をしますと、一番左側はナンバーということで、これは今回わかりやすいように番号を入れておる

だけであります。それから次は、路線番号ということで、全て市道にはこのような路線の番号を付しております。次に、路線名、それから起点、終点の住所、それから延長、それから右側で認定の種別ということで、3ページ目は新規でありますので新規、それから4ページ目のほうは変更、追加等がありますので、変更というふうにしております。

次に、変更理由ということで、簡単に、市長が特に認める道路ではどのような内容であるか、それと地元要望とかいう簡単な理由を書いております。

一番右でございますけども、認定基準ということで、これについては2ページ目に認定基準要綱で定めております基準要綱第2条の何に該当するかということで、ここに明記させてもらっております。

4ページ目をお願いします。

4ページ目が、今回変更ということで計画を、候補を上げさせてもらっております7路線でございます。表については先ほどの表と同じ表ということになっております。一番右側で適用認定基準のところではバーを入れさせてもらっておりますのは、今回変更で減となる箇所については基準が必要ございませんので、バーというような表示をさせていただいております。

5ページ目は、市内の管内図に位置図ということで、箇所図をつけさせてもらっております。

それでは、6ページ目のほうから1路線ごとに図面をつけておりますので、1路線ごとの説明をさせていただきたいと思っております。

6ページ目ですけども、今宿13号線ということで、今回揖保川堤防工事にあわせて市のほうで整備を進めております。供用開始にあわせて今回市道認定をお願いしたいと思っております。基準につきましては、4号の市道と公共施設ということで、せせらぎ公園と連絡する道路ということで基準でございます。要件につきましては、市長が特に重要と認める道路ということで、2項のほうに該当するというところで、御承認をお願いしたいと思っております。

次、7ページ目ですけども、山田下広瀬線ですけども、この路線につきましては、山崎郵便局から教習所のところまでつなぐ道路ということで、これはもともとは都市計画道路でありましたけども、今年度用地買収、それから来年度から本格的に工事を実施するというところで、今回候補として提案させてもらっております。基準としましては、県道と連絡する道路ということで2号に該当いたします。

8ページ目をお願いします。野13号線ということで、これにつきましては、地元

要望によりまして、県道から市道に連絡する道路ということで、適用認定基準では2号に該当します。3条の要件につきましては、1号のほうで要件に合致するというものであります。地元要望により認定したいというものであります。

宇原25号線ですけれども、9ページをお願いします。起点は県道の宍粟香寺線から宇原20号線に連絡する道路と。167メートルでございます。これにつきましても、地元要望によりまして、今回新規で提案させていただいておる分でございます。

10ページ目をお願いします。上野田線につきましては、県のほうで県道のバイパス工事が今年度完了する予定となっております。旧道につきましては市道で管理することとなっておりますので、今回先立って市道認定をしたいというものでございます。認定基準では2号に該当します。それから、要件では、2項のほうの市長が特に認める路線ということで認定を提案したいものであります。

次に、11ページ目をお願いします。市道西安積・杉田線ですけれども、この路線につきましては、現在川西線ということで工事を実施しているところですが、市道に認定するほうが好ましいということで、現在道路改良を行っておりますけれども、市道として完了後供用開始しますので、今回認定を提案したいものであります。基準につきましては、先ほど訂正をお願いしました1号で、市道間を連絡する道路ということで、起点は川西線、終点は金屋支線に連絡する道路ということで考えております。

続きまして、変更認定のところをお願いします。12ページをお願いします。市道今宿6号線というところで、青で表記をしておる部分でございます。現在は既に揖保川の河川改修工事で河川になっておりますので、ここの部分を部分廃止したいと、太字でなっておるところを部分廃止をしたいというものでございます。74メートルの削減になります。

13ページ目をお願いします。今宿7号線でございます。この路線につきましても、揖保川の堤防整備工事による側道ということで整備をしておりますけれども、もともと今宿7号線の起点を本庁舎のほうに、約66メートル南のほうに起点を移します。また、終点部分を、約190メートルですけれども、北側に延長しまして市道につなぐということで、この部分を変更認定で市道として管理していきたいというものでございます。

14ページ目をお願いします。野3号線でございますけれども、場所的には野自治会の少し東側に位置する路線でございます。起点は野船元3号線から、終点は野船元1号線に連絡する部分、この赤色で塗っておる部分を今回追加したいというもので

ございます。もともとは野船元1号線、真ん中付近から、野11号線ということで、一番南側のところの路線であったんですけども、今回起点を少し北のほうにもってきまして、全体を野3号線として市道認定をしていただきたいというものでございます。

15ページ目をお願いします。市道野9号線でございます。図面の左側の丸印のところがもともとの起点、千本屋野線が起点で、ずっと北のほうもありまして、右の真ん中付近、野6号線が終点だったんですけども、今回さらにこれを延長しまして、南のほうを周回して、県道を渡って、また千本屋野線に戻ってくるということで、この右のほうから左の部分の下部分を今回追加で市道認定をお願いしたいというものでございます。これの変更理由としましては、地元要望から出てきております。

16ページ目をお願いします。川戸9号線でございます。これは県道の宍粟香寺線の戸原橋付近の堤防の付近でございます。この赤く塗っておるところを今回川戸9号線として、起点を北側へ追加したいというものでございます。これについては、国交省ともこの部分については、国交省が整備した堤防でございますけども、道路の部分については市が管理するという協定もできておりますので、今回適正に市道として維持管理したいために、この部分を延長したいというものでございます。

17ページをお願いします。市道井ノ口・学校線ということで、一宮南中学校の東側のところでございます。もともと井ノ口・学校線については、井ノ口2号線、図面では下の左の部分になるんですけども、から里道のところが終点になっておりましたけども、今年度、教育委員会のほうで道路改良が行われておりまして、県道の加美宍粟線につなぐ道路が整備されております。供用開始に向けまして、今回この終点部分を変更しまして、市道として管理していきたいというものでございます。

最後、18ページをお願いします。三久安線ということで、波賀町の音水湖のところでございます。起点は新三久安大橋の南詰から、音水湖を周回しまして国道につなぐ旧の国道敷でありましたが、今回、旧の引原小学校を解体等するに至りまして、その途中からこの青く塗っておる部分については廃止しまして、この矢印の終点まで削減しまして、管理していきたいというものでございます。

概要については以上ですけども、今回7日の日に現地踏査を予定していただいておりますので、そのときにも現場のほうで説明したいと思います。

説明は以上です。

飯田委員長 この件について、今質問しておくことがあったら。

田中委員。

田中孝幸委員 前回は聞いたんですけども、ナンバー6番の西安積・杉田線なんですけども、裁判になってて云々で、一応前向きに進む予定なんですということなんですけども、その辺は解消して、今工事は進んでると思うんですけども、進んでないんですかね。ちょっとわからないですけど、その辺の状況をお願いします。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 前回はちょっと説明させていただいたんですけども、裁判所と相手とのやりとりということで、審尋ということで、裁判所のほうに出向いて事情とかをお互いに書面でやりとりするというのもう既に終わっております。あとは資料等やりとりに基づいて裁判所のほうで結果を出すということになっただけなんですけども、まだ今のところはその結果が出てない状況であります。もう大体最後の審尋から1カ月程度で出るんじゃないかなということ聞いておるんですけども、1カ月ぐらいになるんですけども、今のところは回答が出てない状況であります。

飯田委員長 ほかに。

7日の日にまた現地踏査していただきますので、またその時点でもし何かあればお願いします。

では、この第114号議案についてはそういうことでお願いします。よろしいですか。

続きまして、その他報告事項、除雪車の購入についてということで、お願いします。

#### 【継続調査及び報告事項を実施】

飯田委員 ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、これで総務経済常任委員会を終わりたいと思います。大変御苦労さまでした。休憩します。

午後 3時45分休憩

---

午後 3時50分再開

飯田委員長 再開します。続きまして、総務経済常任委員会のほうに移らせていただきます。

それでは、第78回宍粟市議会定例会付託案件審査のほうに入らせていただきます。

総務常任委員会のほうです。

企画総務部関係で、第109号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

まず、御意見ございましたら。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 討論ございましたら。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、採決に移ります。第109号議案について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致で可決。

続きまして、産業部関係、第111号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正についての採決を行います。

その前に、自由討議ございましたら。ありませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 では、討論に移ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第111号議案について採決を行います。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

飯田委員長 全会一致、可決ということでお願いします。

残り、建設部関係の第114号議案、市道路線の認定及び変更については、12月7日の現地踏査の後、第12回の委員会を開いて行いたいと思いますので、よろしくお願いします。それと、委員の方に、この前言いよった道路整備予算の安定的な確保を求める意見書というやつなんですけども、若干県のほうとのやりとりの中で文面が変更になった部分があります。その部分について変更させてもらって、よろしいですか。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

全員一致で可決。

【継続調査事項及び次回日程等を協議】

飯田委員長 以上で終わります。

田中一郎副委員長　　どうも御苦労さまでした。帰りは気をつけて帰ってください。  
どうもありがとうございました。終わります。

（午後　４時０８分　閉会）

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会総務経済常任委員会 委員長 飯 田 吉 則

平成29年度予算決算常任委員会第6回総務経済分科会会議録

日 時 平成29年12月5日(火曜日)

場 所 穴粟市役所503会議室

開 会 12月5日 午前9時00分

次 第

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 協議・審査事項

第78回穴粟市議会定例会付託案件審査

(企画総務部)

第115号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分

(まちづくり推進部)

第115号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分

(産業部・農業委員会)

第115号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分

第118号議案 平成29年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)

(建設部)

第115号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分

第78回穴粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

4. その他

5. 閉会

出席委員

委員長	飯田吉則	副委員長	田中一郎
委員	津田晃伸	委員	大久保陽一
"	田中孝幸	"	東豊俊
"	西本諭		
議長	実友勉		

出席説明員

( 企画総務部 )

企画総務部長	坂根雅彦	企画総務部次長	平瀬忠信
企画総務部次長	上長正典	秘書広報課長	三木義彦
地域創生課長	山本信介	総務課長	安井洋子
財務課長	砂町隆之	財務課副課長	大田貴久

( まちづくり推進部 )

波賀市民局長	松木慎二	まちづくり推進部長	富田健次
まちづくり推進部次長	井上憲三	まちづくり推進部次長兼市民協働課長	樽本勝弘
人権推進課長	大田敦子	消防防災課長	田路仁
市民協働課副課長兼入ボ-ツ推進室長	石垣統久	市民協働課副課長	西嶋義美
人権推進課副課長	柴原宏二		

( 産業部・農業委員会事務局 )

産業部長	名畑浩一	農業委員会事務局長	宮崎一也
産業部次長兼地域産業課長	坂口知巳	農業振興課長	前川満
農地整備課長	祐谷佳孝	林業振興課長	中村仁志
商工観光課長	寺元久史	農業委員会副課長兼農地係長	岸本彰光

( 建設部 )

建設部長	花井一郎	建設部次長	福岡清志
建設部次長兼地域建設課長	寺田美喜也	建設部次長兼都市整備課長	太中豊和
建設課長	井口靖規	土地対策課長	椴木隆
水道管理課長	福井功	上下水道課長	坂井高誉
水道管理課副課長兼管理係長	小池信仁		

事務局

係	長	岸元秀高
---	---	------

( 午前 9時00分 開会 )

飯田委員長 おはようございます。本日第6回の総務経済分科会ということで、まず総務経済分科会の審査から入らせていただきます。

本当に寒くなりまして、雪が雪がという声が聞こえるようになりましてけれども、風邪を引かないように皆さんも頑張っていたきたいと思います。

それでは、まず企画部長のほうからの説明をひとつお願いします。

平瀬次長。

平瀬企画総務部次長 それでは、私のほうから予算決算常任委員会の総務経済分科会の関係につきまして説明をさせていただきます。

配付資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず最初に、第115号議案の一般会計補正予算(第4号)の企画総務部関係について説明をさせていただきます。

まず、1点目の秘書広報課につきましては、システムの更新業務委託料につきまして1,620万円の補正をするものでございます。これにつきましては、2ページ以降に資料をつけさせていただいておるわけでございますけれども、テレビ視聴用の光信号増幅装置というものがございまして、本庁と各市民局に合計25台設置をさせていただいておりますが、そのうちの一宮市民局と千種市民局の装置各1台ずつに障害が発生いたしまして、現在、業者の機器を借用して対応しているところでございます。障害が発生しました機器につきましては、導入から9年が経過をしております。修理部品がないことから修理不可能ということでございまして、新しく更新するものでございます。1,620万円を増額補正をさせていただいております。

2段目になりますけれども、繰越明許につきましては、今説明をさせていただきました光信号増幅装置の更新事業1,620万、今回補正をさせていただく金額全額でございますけれども、繰り越しをさせていただくものでございます。繰り越しの理由につきましては、増幅装置につきましては受注生産ということになりますので、発注から納品まで約4カ月以上要することが確定しておりますので、年度内納入できないため、繰越明許をするものでございます。

次に、総務課につきましては、歳入でございますけれども、県の総務費委託金でございますが、県知事選挙に係る委託経費を精算した結果、290万円の減額をするものでございます。

次に、財務課の歳入につきましては、前年度繰越金を、この12月の財源不足分を補うという格好で、8,562万4,000円を補正をさせていただくものでございます。

それから、歳出の公債費の利子でございますけども、これにつきましては2,100万の減ということになっております。その理由につきましては、平成28年度の地方債の借り入れの確定に伴う、また、従来から借り入れしております20年程度の償還の借り入れの10年経過後の新利率に変更するという、その中で入札等をしまして、利率を変更したものについて約700万ほど補正をさせていただきます。それから、平成29年度に繰り上げ償還をさせていただきました影響で、総額2,100万の利子を減額させていただくものでございます。

以上です。

飯田委員長 115号議案関係部分についての説明は終わりました。

今回から取り入れております議案についての論点整理の部分では、一応この中では出てきてないように思うんですけども、何か御質問等ございましたらお願いします。済みません、このシステム変更とかの部分についての論点整理を出されておる部分、どこから出たんやろ。出しとる人。出てなかったら、こちらからお聞きします。

この部分について、審査で金額、内容の詳細ということで、システム更新事業委託料の詳細についてですけれども、これについては今回の資料の中で細かい部分が出とったんかな。それについて、この部分については特に問題ございませんか。もっと内容的に細かい部分が必要であれば説明します。大丈夫ですか。繰り越しとした部分については、説明ありましたように、機材がまだ注文生産でできないという部分について御理解いただきたいと思います。

それぐらいかな。それぐらいですね。その理解でよろしいですか。

それでは、第115号議案について、ほかに質疑がないようでしたら。

東委員。

東委員 直接はないんやけども、部長ね、指定寄附あったね。130万。あれは個人なのか団体なのか。どっち。

飯田委員長 坂根部長。

坂根企画総務部長 指定寄附をいただいております。それは、一つは市内の企業、グループが4社固まって各20万ということで80万をいただいております。それからもう一点は、北海道の山を守る、緑地化する、ちょっと詳しくあれなんですけど、きょう建設部のほうに来ると思うんですけど、そちらのほうで詳しく聞いていただければはっきりすると思うんですけど、そちらのほうで50万円寄附をいただいております。ということで、それらを充てておるところでございます。大きく分けると二つという

ことになります。

飯田委員長 東委員。

東委員 わかりました。それとね、これもどうなのかな。議案書の13ページの、これも直接じゃないけど、総務やからとって。退職手当組合特別負担金とあるんやけども、これ、この時期に2,500万何だろうなとって。これ総務かな。ちょっと教えて。

飯田委員長 平瀬次長。

平瀬企画総務部次長 退職手当組合の特別負担金につきましては、一般職の定年もしくは宍粟市の職員の個別の退職の勧奨に関する要綱というのがございまして、つまり勧奨退職される方がありましたので、通常、勧奨退職される方の率と普通退職する方がされたときの率の差額を退職手当組合に支払わなければいけないことになっておりますので、その分の5人分を計上させていただいております。

飯田委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ほかにないようでしたら、第115号議案についての審査は終わらせていただきたいと思います。

ここで一旦休憩させていただきます。

午前 9時12分休憩

---

午前10時30分再開

飯田委員長 再開します。富田部長。

富田まちづくり推進部長 改めまして、皆さんおはようございます。企画総務部に続いての分科会付託案件の審査となります。まちづくり推進部の関係、これから説明させていただきますけども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って失礼します。

それでは、分科会付託案件ということで、補正予算第115号議案、平成29年度一般会計補正予算(第4号)のまちづくり推進部、そして市民局の関係部分につきまして、その概要をまず説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、新年度以降のカヌー競技大会の招致・開催に向けた音水湖カヌー競技場の整備に係ります歳入歳出予算、それから、人権推進課が所掌してございます市民相談業務の拡充、体制強化に伴います人件費の補正予算、それから、男女共同参画事業を推進する取り組みとして実施してございます宍粟女子キ

ラキラパワーアップ応援事業の申請状況に対応するための補助金に係る補正予算、それから、非常備消防施設、機器の整備に係る補正予算となっております。この後それぞれ補正予算資料に伴いまして説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。予算書、お手元の11ページでございます。総務管理債ということで、カヌー競技場等整備に係る財源といたしまして、過疎対策事業債4,130万円を増額補正してございます。

また、予算書12ページには、消防債といたしまして、宍粟市消防団一宮支団第3分団福田部並びに第6分団繁盛部の消防詰所新築改修等の消防施設整備費に係る財源といたしまして、緊急防災・減災事業債320万円を増額補正してございます。

歳出につきましては、予算書13ページ、総務費、地域振興費に、音水湖カヌー競技場における平成30年度誘致カヌー大会、さらには、継続した大会誘致を目途といたしまして、工事請負費1,530万円、備品購入費2,600万円を補正計上してございます。

予算書15ページに民生費、人権推進費がございます。人権推進課の宍粟防災センターの事務所移転に伴いまして、総合市民相談事業を拡充するための市民相談員の1名増員に係る人件費といたしまして、共済費14万3,000円、賃金91万3,000円を補正計上してございます。

それから、同じく民生費、人権推進費なんですけど、本年度から新たな男女共同参画事業として取り組んでございます、先ほども申し上げました宍粟女子キラキラパワーアップ応援事業につきまして、申請事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、報償費のほうから負担金補助及び交付金に予算流用することで事業執行対応していたものを、報償費の予算流用分51万8,000円について補正予算を行うものでございます。

それから、予算書の18ページでございます。消防費、消防施設費に、先ほど申し上げました一宮支団の第3分団福田部の詰所、器具庫新築に関しまして、建築に係る地盤調査の結果、支持基盤というんですか、地盤支持の整備が必要となりましたので、また、ホース乾燥塔の基礎工事を追加して実施することになったことにより、補正予算といたしまして工事請負費150万円を計上しております。

また、山崎支団第9分団野々上部の小型動力ポンプにつきまして、野々上自治会では、老朽化によりまして、新年度以降でのポンプの更新を計画されておりましたんですが、今般野々上部が平成30年6月に開催されます西播磨地区の消防総合大会のほうに出場ということが決定をいたしました。大会前での機械操作の練達を含め、

消防訓練にそのポンプが必要ということで、年度を前倒しいたしまして小型動力ポンプの更新を実施する、そのための補助金として負担金補助及び交付金86万6,000円を増額補正してございます。

なお、音水湖カヌー競技場整備に伴います備品購入費として計上しております備品につきましては、予算書の5ページにもございますけども、その全額を繰越明許ということに計上してございます。

以上の繰り越ししております備品につきましては、平成30年の4月25日から29日に開催されますカヌースプリントジュニア海外派遣選手の最終選考会までには整備したいというふうに考えておるところでございます。

以上、一般会計4号補正予算の概要について説明をさせていただきました。この後質疑等に対応していただく中でさらなる説明のほうさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

飯田委員長 それでは、第115号議案についての内容説明がございました。それでは、審査のほうに移りたいと思えます。

まず、論点整理表の中から伺っていきたいと思うんですけれども、1点ですけれども、来期の4月の国際的な大会というようなものの誘致のために必要なものを整備していくという、これ当然いろいろと今までやってきた中で、誘致するためには必要なものはこれ当然整備していかなければ誘致できないということですので、仕方ないと思うんですけれども、この間の本会議、市長のほうからもカナダのオリンピック選手団の候補地、合宿か何かという、候補地としてちょっと名乗りを上げるというようなこと、見に来るとおっしゃったんですかね、ということもあたりして、ということは、将来に向けてかなり大きな展望もあるという中で、次この大会が来るから、次この大会が来るからという形での、言うたら追加的措置、次々としていくというのではなくて、最終的にもっと大きな最終形の形をつくった上での整備計画、そういうものができてないのかなという部分、ちょっとここに全体計画的なものはないのかということ、最終的にはそこに行くんですけれども、個別のこういう計画についてはいろいろともらうんですけれども、最後どこまでを視野に入れて整備していくのかという部分の中で、もっとその辺をきちっとして行って、整備していったほうがいいんじゃないかなと。

最終的に、じゃあカナダさんがオリンピックのときに来ないとなったら、それはもうそこまでのことはしないのかということにもなるかと思うんで、次々と本当に日本全国からそういうことで来てもらったり、世界から来てもらうということに

なるのであれば、最初からそこまでの計画をつくってやるべきじゃないかなというふうに考えるんですけども、いかがでしょうか。

田中一郎副委員長 部長。

富田まちづくり推進部長 全体計画につきましては、きょう波賀市民局長の松木局長来られてますので、そちらのほうから説明なんですけど、冒頭ございましたカナダの視察の件でちょっとだけ報告がありますので、済みません。

実は12月7日にカナダのナショナルチームの役員の方が音水湖のほうに来られて、視察をして、事前合宿地としての調査をされるということで、兵庫県を通じてこちらのほう聞いておって、その話を市長のほうで議会の初日に挨拶の中でされたところなんですけど、実は残念ながら、昨日やったかな、連絡がございまして、ちょっとカナダのほうの日程が合わないということで、とりあえず7日の分はキャンセルになったんです。また同様にカナダから、あるいはほかの国からもそういう視察の要望があれば順次対応していきたいと思いますので、とりあえず今回の12月7日の分はちょっと取りやめになったということで、まず最初に報告をさせていただきました。

それでは、全体計画につきまして、松木局長のほうから説明をさせていただきます。

田中一郎副委員長 松木局長。

松木波賀市民局長 お願いします。先ほど御質問のありました、まず全体計画ということでございますけども、おっしゃるとおり、もう全ての大会が受け入れできる状態で、どどんと大型に整備をしたいところではあるんですけども、そもそも音水湖エリアの地形的な条件といいますか、それもございまして、なかなか一気ににはできないということがございます。

きょうの資料の6ページの写真を見ていただきますと、音水湖のカヌー競技場の近くの航空写真ですけども、クラブハウスというのがありまして、真ん中に、その下側が、南側が大会会場になっております。平成19年にカヌーコースができ上がったときにはコースだけがありまして、まだクラブハウスも和弘美術館さんが閉鎖した状態でありました。ですので、その辺までは整備できておりませんでしたので、主に兵庫県内の高校生の大会、それを受け入れてやっておったという状態です。まあ言えばそれしか受け入れる状況ではなかったということがあります。

大きな大会というのがいつ来てくれるかもわかりませんので、都市部からも離れているとか、そういう立地条件もありますので、なかなか思い切った施策は踏み切

れなかったんですけども、そうこうするうちに、平成27年度に、国の地方創生を受けまして、県のほうが音水湖をもっとパワーアップしようということで、西日本レベルの大会を誘致しようじゃないかと、それをまず大きな目標としましょうということで、それを受け入れるには何が必要かといいますと、駐車場と、それから選手たちの艇を置く場所、それが全くないということで、このちょっと右上に第2会場とありますけども、小原の待避所というんですけど、国道29号の広い待避所があります。そこを含めて湖面内を埋め上げて、大体常時水面から出ている土地があったんですけども、そこに上流部からしゅんせつしてきまして、埋め上げた状態で第2会場というのを龍野土木事務所が整備してくれるということで、平成28年度からかかっております。これが3カ年計画で整備ということで、これができたことによって、まだ整備途中ではあったんですけども、今年の2月に関西学生連盟が視察に来まして、このところが使えるんだったら今年からやりたいということで誘致に至った次第であります。

今年度、この冬の間が続いて工事やっていただいて、予定では今年度末には完成形になるであろうというふうに思っておるんですけども、それができ上がりますと、学生連盟のほうも気持ちよく大会ができるということで、来年の8月にも決定をいただいております。ですので、これから継続開催に向けての整備という観点からも、今回の補正が出ております。

そういう格好で、受け入れできる大会が来てくれるということに合わせて条件を整備していくという格好ですので、変な言い方ですけど、無駄な投資はできるだけ避けたい部分がございますので、その大会が安定して来てくれるということが確立した段階で補正とか新年度予算要求して、整備をしていきたい、また、県とかの支援もいただきながら整備を進めたいという格好になっております。さきの第2会場なんかも完全に県直営の整備になっております。

今回の補正につきましても、そういう4月の大会がこの10月に決定しました。これは日本カヌー連盟といいまして、いわば正式な競技団体、日本を統括する連盟でございますので、その大会ということで、公認レースという格好になります。その関係で公認コースを取得する必要が出てまいりましたので、その関係で、自動発艇装置なりランドマークなり、そういうカヌーコースの整備が必要であるということで、整備をしたいということで今回のお願いをしております。一応そういう格好になっております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員長 当然至極当たり前の説明なんです。当然それは必要なことなんですよ。だから、それはよしとして、だから、今おっしゃった無駄な投資にならない、確かにそうだと思うんですけども、来るか来んかわからんのにそこへ投資していくというのも、という思いもあるんかもしれんのですけども、本当の意味でそういうことをやっていこうと思えば、やはり可能性があるならばやっていくべきやと思うんですよね。

だから、そういう意味での最終形を見据えた形の整備計画いうものを持って行って、ある程度それに合わせていってつくっていくという形をしていったほうが、寄ってくる人も、うちが行ったらそれするでは逆に遅いんじゃないかなと思うんですよ。だから、本当の意味で本当の大きなものを持ってこようと思えば、整ってますよという状況で来てもらうというのが一番ベターな状態やと思うんで、本当無駄遣いは現に慎まなあかんのですけども、そういう計画をもってやっとなやということに関しては僕は必要じゃないかなというふうに考えるんですけど、どうでしょうか。

田中一郎副委員長 局長。

松木波賀市民局長 本当に私個人的な思いとしてはそういうふうにできれば、どんな大会が来ても怖くないという思いはあるんですけども、まあ言えば夏場、シーズンが限られた競技でもありますので、年間通じて使えるというようなことを考えますと、ちょっと過大投資というのはできるだけ避けたほうが無難であろうという思いもあります。

ただ、言えば今回は4月のジュニアの選考会が来るときに、宍粟市さん、全国中学生大会いうのがあるんですけども、それどないですかいうて、ついでにどうですかいうことを言われました。ただ、それは規模がかなり大きくて、選手だけでも400名ぐらい来るということで、当然中学生ですので、必ず家族が応援に来るということで、もうあの会場には当然収容し切れないと。かえって事故が起きたりとか、そういうことになるので、それはちょっと、ありがたい話ですけどということでお断りしております。

ですから、本当にそういうのを受け入れようと思えば、長源寺さんのところの山の横を削って、大々的な開発をして、多くの駐車場をつくったりとか、そういうことをしないと無理なんです。ですから、どうしても地形的な制約と、それから立地条件。

今回の関西学生カヌー連盟の大会が来てくれたのも、52年間琵琶湖で続いた伝統

ある大会なんですけども、琵琶湖で藻が大量に発生するという悪条件があったもの  
ですから、学生連盟ができればほかの会場へ行きたいという意見が出てきたわけ  
です。それも大体上位を占める大学が、ちゃんとしたレースをしたいという思いが  
強いので、そういう意見は通るんですけど、弱いところにとっては近いほうがえ  
えというような話もありますので、今回8月、来年の決定いただいたときも、多数  
決で音水湖になったと。当然反対もあるわけなんです。近場でやったほうが、合宿  
所もあるし、お金もかからないんでいいと。ですから、滋賀県の琵琶湖にその藻が  
なければ、恐らく来てくれてなかったんですね。

ですから、いくら大きな会場を整備してきてくださいますと、そういう条件  
からいきますと、来てくれないと。全部交通費から何か、宿泊代から出しますと  
いうことになれば、当然来てくれるかもわかりませんが、なかなかそういうこ  
とはできませんので、そういう苦しい立場を御理解いただけたらと思います。

飯田委員長 東委員。

東委員 ちょっとこの、前聞いたかもわからんけども、全国3カ所、常設1,000メ  
ートルの9レーンという、こういうフル装備いうんかな、いいコース、全国3カ所  
いうんは、前聞いたかな、どこだったかな。

飯田委員長 松木局長。

松木波賀市民局長 音水湖と、それから石川県の木場潟カヌー場、石川県小松市に  
あります。木場潟です。木材の木に、場所の場に。それから、坂出の府中湖になり  
ます。四国の、香川県坂出市の。常設9レーンはその3カ所だけです。ほか6レー  
ンとかいうのはありますけども。

飯田委員長 東委員。

東委員 香川県と兵庫県と石川県、条件としては兵庫県がいいですよ。

それで、今回4,100万なりの補正なんだけども、今、市民局長が言われとった、  
装備というか、いわゆるどんな大会にも対応できるという、いわゆる装備としては  
この4,100万の補正によって、いろいろ審判艇とかいろいろあるんやけども、これ  
でフル装備になるのか、それとも、いや、まだあるんだけども、とりあえず来年4  
月の大会ではこれが要るのか、いや、これでもフル装備なんですわ、誰がどんな  
状態でもどんと来なさいというのか、その辺はどうなの。

飯田委員長 松木局長。

松木波賀市民局長 フル装備にはまだ至りません。今回4月の大会ということで、  
本当はカヌーコースの表示ブイというのがあるんですけども、選手がこいでいくと

きに自分のレーンがわかるようにブイが並んでるんですけども、そのブイの大きさも今18センチぐらいですかね。それを30センチにきなさいという規定もあります。でもそれちょっと間に合わないんですということで、じゃあ今回はよろしいですと。ただ、次また整備をお願いしますということで、新年度でも競技場整備の予算を要求させていただいておりますので、完成形は来年度を予定しております。平成30年度。

平成31年度は、完成形は通り過ぎて、一番最初からありますボートを、経年劣化で傷んでいるということと、ツーサイクルエンジン搭載しておりますので、環境上よろしくないということで、平成31年度に最終2艇の審判艇の更新だけを計画しております。それで全て一旦は終わるといふふうに考えております。

飯田委員長 東委員。

東委員 大体わかったんですけども、要は、フル装備という言い方したけど、どんな大会でも大丈夫なのということと、それと、今回の来年の4月というのは意味が違うんでね。とりあえず来年の4月だけこれで切り抜けようということなんやな。さらに装備を充実させるためには、今回4,000万かけてしたものはそのまま生きて、プラス、プラス、プラスという捉え方でいいんやね。

飯田委員長 松木局長。

松木波賀市民局長 今、東委員がおっしゃったとおりです。

飯田委員長 大久保委員。

大久保委員 済みません、この主要事業の補正予算の説明書の中で、4,130万が全部地方債になってるんですけども、ちょっとわからないから逆にお尋ねするんですが、こういうスポーツに関係するものだったら、よく目にするのが宝くじの助成金を使ってるだとか、モーターボート協会だとか、あとは自転車のマークがついてるやつだとか、何かそういうのてありそうやなと思いつつながらこれ見たんですけどね。

飯田委員長 松木局長。

松木波賀市民局長 今、大久保委員おっしゃったとおりです。今回も時期的な問題がなければt o t oのスポーツくじ助成とか、そういったものも申請したかったんです。また、県の補助金というのも、当初予算には県の補助金もついているんですね。でも、急遽決まったということで、それがちょっと採択されないということで、過疎債、市債一本になっております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 いや、そこが僕が言いたいネックなんですよ。計画をもって進めていけ

ば、大会の声をしてからやるとなると、今おっしゃったように、補助金の対象にならない、間に合わないということがあるんやけども、そういう大会もある、何とか誘致したいって整備していくんやったら、年度当初からそういう計画でいけば、そういう補助金なりいろんなものが見込めるといふ部分があるでしょう。やってしまって、ああだめやった、そんな無駄金使ってしまったという考え方もあるんですけども、逆に考えれば、そこに無駄があるんちゃうかなという思いがあるのも事実なんです。その辺についてどう思われますか。

田中一郎副委員長 松木局長。

松木波賀市民局長 カヌー競技の特性と申しますか、どちらかといえばマイナーな競技です。ですので、カヌー競技場がこれだけのものがありますということでPRしても、さっきも言いましたような立地条件もありますし、なかなか来ていただけない。

これが野球場であるとか、サッカー場であるとか、メジャーなスポーツであれば、どんとつくればいくらでもお客さんは来てくれると思うんですけども、カヌーがいかにせんマイナー競技ということで、負の連鎖と申しますか、なかなか著名、有名にはならないスポーツです。テレビ放送なんか一切ありませんので、そういうことからしますとなかなか、本当に競技をやっている団体とか、そういう学校しか来ないという条件もありますので、その辺がやっぱり、口コミもありますし、徐々に広がって行って、今回もこの、いわばカヌー連盟の大会までこぎつけたと。10年かかっております。

やっぱりそういう着実にステップアップしていったというのが、今思えばよかったのかなと思いますので、やっぱりそうしないとなかなか市民の皆さんの理解も得られないかもしれないなど。つくったは、全然お客さんおらんやないかということになると、困ったものですので、そういうふうに考えております。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 おっしゃることもわからんでもないんですけども、何かこう後ろ向きの考え、前に行きよる割には後ろ向きの考え方が強いんかなと思ってね。実際それはマイナーな競技であっても、それを捉えて、ここではやってもらいたい、ここではできるんですということをしてPRしたいというんだったら、もっと自信を持ってやっていくべきで、そのボート競技自体がなくなるわけじゃないんですからね。恐らく。なくなりほしくないと思います。

ということは、きちっとそこを進めて行って、していけば、必ずそういうところ

は振り向いてくれるという自信を持って進めていかんと、ひょっとしたら来んようになるかもしれんとかいうことを思いながら設備投資していくのも、これも変な話で、だから、大きな日本の大会が今は来ているんだけども、これいつよそに行ってしまうかわからんというような、そういう思いを持ってそういうことを進めるべきではないと思うんですよ。それをやる以上は、ずっとうちがとるんやというぐらいの心意気でやっていかなんたら、何かこう、それこそお役所仕事になってしまいますよ。

それ、会社経営でそういうところをつくって、遊園地でも一緒ですよ。つくるけど、田舎やから余り人来てくれへんかもしれんでこれぐらいにしとこかやったら、余計人来てくれへんでね、やっぱり。やっぱりその辺はもっと、商売気いうたら悪いですけど、そういう思いも持ってやっていかんかったら、そこはやっぱり住民の顔色見てそんなことばかりしとってても、やっぱりそこを進めるべきところはきちっと判断してやってもらえれば、我々議会としてもそんな後ろ向きで設備投資していくようなところに余りははいはいとはいにくい部分がありますので、そういう説明のときにはもっと自信を持った回答をしてもらいたいもんですけど、どうでしょうか。

田中一郎副委員長 松木局長。

松木波賀市民局長 長年これ携わってきておりますけども、立場変わっても何かカヌーには不思議と縁がありまして、私の中では後ろ向きな気持ちは全くございません。もう常に前向いて、アンテナを張りめぐらせて、そういう業界の方が来られたら会いに行ったりとか、土日関係なしにお会いしているんな話聞いて、今回、来年4月の大会が決まったのも、そういう御縁があってということが裏にはございます。

そういうことで、ただそれをやっぱり、いきなりどどんと大きなもの、何回も申しわけないですけども、それだけの予算というのもなかなかつきにくい状態でございますので、県の支援にしてもそうです。今回、西日本の大会の予算を平成27年度に2,500万いただきましたけども、それをいただいて整備して、そしたら何が成果としたあったのかということが、関西学生カヌー連盟が来てくれました。それで認めていただいたわけです。ですから、今年の当初の審判艇でも補助金をつけていただきました。

やっぱりそういうように実績を積み上げていっていかないと、ちょっとなかなか整備が進まない業界だと思っておりますので、その辺は、気持ちとしては大きな声

で言いたい部分はありますけども、内に秘めてずっと続けてきましたので、それがようやく花咲いたのかなと思っております。

ですから、今から本当に知名度が上がれば、それこそ次から次に大会とか合宿とか来てくれる環境であるというのは、非常に誇り高く思っておりますので、その辺は会う方会う方に自信持ってどうぞ使ってくださいということは言っておりますので、そういう気持ちでやっていきたいと思っております。

飯田委員長 田中委員。

田中一郎副委員長 こういう大会を誘致するのに、今、局長が言われた、僕は方法としたら、100点満点ということはないんですけど、こういう大会を、私もそういう世界ありますけど、まず正解やと思います。

それと、一つひっかかってくるんが、皆さん思い出してもらったらええように、国体をしたときにどれだけ町民が迎えたか。特に、カヌーにしても、一宮だったら柔剣道にしても、やっぱりこの間僕、夏見に行ったんですけど、地元の人が見に行っとるということがまず少ないんです。だから、やっぱりカヌーを宍粟市の売りにしようかと思ったら、今やるべきことは、やはり施設づくりも大切ですけど、この競技に興味を持つ市民の人づくりが僕大切や思うんです。

だから、これから望むのは、やはりスポーツを誘致するというのは、大きな大会があるから、施設を建てるんが大体常道です。オリンピックでもそうですね。決まっからいきますという。予定は持ってますけど。ええとしてこれから望むのは、やはり三つしかない、今、東議員の質問で石川県と、香川でしたかね、あと兵庫、三つしかないところをもっともっと有名にしようと思ったらできると思うんです。

だから、その辺をこれから、せめて宍粟市民が見に来て、国体のときみたいに町を挙げて、自治会挙げて応援に行くような格好で、ちょっとこれからのプログラム、日程を今までと違う部分で考えていってほしいなと思うんが、今説明聞いていた私の考え方です。

以上です。

飯田委員長 松木局長。

松木波賀市民局長 今、田中委員おっしゃっていただいたとおりだと思っております。市民の方がなかなかいそしみにくいスポーツではあるわけなんです。そういう意味で、競技スポーツはなかなか、本当にできないです。小さいときからやっとなないと。そういうことで、レジャーカヌーといいますか、レンタルカヌーに乗っていただいて、湖面探索とか、そういったことをしていただいて、楽しいものやなと

いうふうな理解を深めていく機会をこれからもう少しふやしていかなければ、カヌーというものが理解していただけないなというふうに思っております。

国体のときは本当に、自治会を挙げて応援していただいたりとか、そういう取り組みもしてありましたけども、なかなか、よそから団体が来て大会をやるということなんで、かかわり方というのがなかなか市民の方も、私たちが説明してないのも悪いんですけども、ですから、しーたん通信なんかで、大会がありますんで応援来てくださいというのは流すんですけども、やっぱり来ていただけない。

正直なことを言いますと、見ててもなかなかわからないんですね。おもしろみがないといいますか。距離をずっとこいでいってゴールするだけです。選手は一生懸命やっていますけども、まあ言えば地元の方が出ているとか、あの子伊和高校の子が出るとか、そういうことになればまたちょっと変わってくるんですけど、それは保護者の範囲におさまる部分もありますので、本当に今度、例えばさっきありましたカナダ、ちょっと今なくなりましたけども、そういう海外から事前合宿とか来ていただくと、それをちょっと応援しようかというようなことで、熱が入ったりするんかもわからんという気持ちはありますので、できるだけどこかの国を誘致して、キャンプしていただきたいというふうに思っておりますので、それもあわせて今から取り組んでいるところなんです。

飯田委員長 東委員。

東委員 今、局長おもしろくないいうて、いろいろ話が出たんやけど、国体のときは下ったわね、川をね。ひっくり返ったりして大変だったんやけども、ああいう競技と、それと、これはいわゆる9レーン一斉スタートとか、そういうなんで、ちょっといろんな種類があるということやね、その競技の中に。今はこればかりということ。ああいうものはもうないわけやね。国体のときに下ったような、ああいうのは今はなくて、これが主流なの。

飯田委員長 松木局長。

松木波賀市民局長 国体のときに川の競技ということで、スラロームとワイルドウォーターといいますけども、川を下っていく。スラロームなんかは旗門通って逆流して上って下からとるとかいうことで、見ててもわあっと思うところがあるんですね。今は川の競技というのは、結局コースを岩を配置してつくって行って、それからダムから放流していただいて、水量を上げて、そういう環境をつくらないと競技ができないんです。

それと、河川内でのいろんな占用になってきますので、常設ができないというこ

とで、国体限りの特設会場ということで終わりました。

ですので、それは継続が難しいということで断念したんですけども、せっかく国体でカヌーが来ましたので、それを音水湖の湖面利用にあわせて導入できないかということ、国体の前から協議を始めまして、それでこのカヌースプリント競技ということになっております。静水面で行う距離レースですね。スプリントレースなんですけども、それ一本になっております。

ほかにはカヌーポロとか、ポロをカヌーに乗ってやる競技とか、それからカヌーマラソンとか、いろんな競技があるんですね。ヨーロッパなんかでは本当に皆さん定着してまして、観客も本当に一般の方が応援に行ったりとか、そういうのがあるんですけども、やはりまだなかなか日本全体でそういう風土がありませんので、今からアウトドアなんかでカヌーがだんだん広がりつつありますので、そういう環境は整ってくるのはこれからかなというふうに思っておりますけども、単純にスタート、ゴールですので、さっきおもしろくない言いましたけども、見た目なんです。全く競技に興味がない人が見たらおもしろくないと思います。その辺がちょっとネックにはなります。

飯田委員長 東委員。

東委員 いや、おもしろくないかもわからんね。だから、要は、兵庫県、さっき言った香川県、兵庫県、石川県ね、兵庫県が日本では一番やでと。カヌーに関してはね。カヌーの競技に関してはトップやでと。一番いいよと。それはさっきの川下りもできる。多分香川県なんかはそれないと思うんやけどね。川下りなんかはできないと思います。できる、これもできる、あれもできる。兵庫県の音水湖のところ行ったら全てのカヌーに関する競技がオーケーやよと。となると、一番になるわね、日本で。

そういう、あれは国体のときだけやと。反対行ったりひっくり返るんはね。国体のときだけなんだというのが私どもちょっとわからんので、カヌー競技に関しては。どういことがあってどういのがわからんので、全てオーケーというようなことになったら、日本一になるわね。そんなことは考えてない。

飯田委員長 松木局長。

松木波賀市民局長 引原ダムは県営ダムなんですけども、水に関しては、治水の面もありますけども、工業用水ということで、西播磨管内のそういう企業に導水して、県の企業庁が事業としてやっております。国体のときにもスラローム、ワイルドウォーターをするとき、放流するという話が一番最初にあったときに、企業庁はそ

れは無効放流になるからできないと。水をただで捨てることになるからできませんというお話がありました。

ただ、県を挙げての国体ということで、理解いただけましたけども、そういうことで、通常そういうためている水もまあ言えばお金にする水でありますので、大会のために放流というのは極力避けたいと。そういう国民体育大会であるから協力するということがありましたので、河川を管理しております県の土木なんかも河川内にそういう配置できるのは国体のときの特設だけが条件であると。一時的な占用物件であるというような捉え方をされていますので、大会が終われば撤去してくださいというお話でしたので、それを毎回繰り返すこともできませんので、それはもう諦めたということになっております。

ですので、これから音水湖でできるカヌーとなりますと、一般の方のレンタルカヌーと、それからこのスプリント競技、それから、将来可能性としてあるのは、コートをつくれればカヌーポロの大会も、3面あれば国際大会が誘致できるということではありますので、その辺もまた次の段階として考えていければいいなというふうに思っております。

また、そういういろんな第2会場とか整備していく中で、カヌーだけに限らず、例えばミニトライアスロンとか、そういったスポーツもできるんじゃないかなというふうなことも思っておりますので、そういうのも、これからの話になりますけども、広がりはあるのかなというふうに考えております。

飯田委員長 東委員。

東委員 大体わかりましたけども、さっきの放流の件は、知事がオーケー出してもだめなんですか。

飯田委員長 松木局長。

松木波賀市民局長 知事がオーケーと言え、それは通るのかもわかりませんが、それは何とも言えませんけども、やっぱり企業庁の事業も大事やということで判断がおりるのか、その辺はわかりませんが、ただ、大会を運営していくためには、川の競技の場合、スラロームなんかになりますと、大体ゲート数が24ゲートとかいうようなことで、審判員がものすごい数要るんですね。

国体のときには審判要請して、地元の方ボランティアでお願いして、研修会行っていただいたりとかいうことで養成してやりましたけども、やっぱり毎年そういう、例えば年2回、3回大会があったときに、そういう五、六十人の方を動員してというのは、なかなか体制が組みにくいという、その辺もあるわけなんです。

ですから、そういう現場の条件的なこと、またマンパワー的なこともありますので、やっぱり継続するには非常に苦しいなというのがございましたので、そういうことになっております。

飯田委員長 西本委員。

西本委員 関西学生の誘致したんだけど、例えば琵琶湖が藻で使えないということなんだけど、要するに琵琶湖は黙ってないとは思わんよ。琵琶湖というか、そのあれはね。藻を一掃して何とか取り返すみたいな動きに出たときに、音水湖は風が云々ということいい条件ということ聞いたんですけど、そのときにやっぱり琵琶湖も黙ってないと思うんで、そのときまでに、委員長も言われていたように、マスタープランいうものをしっかり持った上で、宿泊も含めて、いろんな意味で進めていかんことには、何かあったときにまたそっち行ったら失敗したとなってしまうんで、その辺の逆襲もあるぞということをちょっと僕が思ったので、またしっかり計画してください。お願いします。

飯田委員長 松木局長。

松木波賀市民局長 ありがとうございます。逆襲というのは常に意識の中にあります。本当に琵琶湖のそういう環境がよくなれば向こうへ戻ってしまうんじゃないかということがありますので、ただ、一つ救いなのは、琵琶湖の漕艇場というのは本来ボート競技専用になっておりまして、カヌーをやるときにはレーンを組みかえて、6レーンだけしかつけれないんですけども、それでボート競技がないときにカヌーが使わせていただくと。カヌーよりボートのほうが少しメジャーですので、そっちのほうが力持っておりますので、そういう関係で、そういう制約もあるからなかなか大会運営がしにくいということも連盟なんかは思っているようですので、その辺アピールしていくのと、少しでも第2会場とメイン会場の往来がしやすい環境というのも整備して行って、選ばれるといいですか、そういう条件を整えて行って、何とか勝ち抜いていきたいというふうに思っております。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 せっかくこうやってお金使うんですから、本当レジャー的な部分の要素も取り入れて、もっと人を集めるような施策、それをどうやって広めていくかということも考えてもらって、せっかく使ったお金を無駄にしないようにだけしていただければと思いますので、お願いします。

飯田委員長 松木局長。

松木波賀市民局長 ありがとうございます。できるだけカヌー以外の活用も考えて、

今、SUPの競技なんかも始まりましたので、その辺もなかなか若い人には本当に受け入れやすい、レンタルなんかでもSUPがかなり今ウエートを占めてきておりますので、そういうSUP艇を投入したりとかいうようなことで、魅力アップして、少しでも多くの若い人に来ていただけるようにしていきたいと考えております。

飯田委員長 津田委員。

津田委員 あそこはジェットとかはだめなんですかね。

飯田委員長 松木局長。

松木波賀市民局長 管理しております引原ダムの県の考え方としましては、あそこは手こぎ、足こぎボートということで、もともとが地山なんですね。いわば集落があって、山があったところを水没させております。護岸というのは一部整備してまますけども、大体もとの形なんですね。ですから、干上がったら段々畑が出てきたりとか、そういう関係で、余り大きな波を立てると護岸が侵食されるということで、それが堆積して、いわば保水能力が落ちてくるというふうに考えておられますので、モーターボートとかそういうのは一切禁止というつくりになっております。

飯田委員長 ほかに。

東委員。

東委員 さっき説明のあった、金額云々じゃないんだけども、防災センターに人権推進課が移りましたね。その移って、総合市民相談利用の拡充ということやけども、それはたまたま拡充しようと思ったときに移ったのか、移ったから拡充せないかんようになったのか、どっちなの、それ。

飯田委員長 富田部長。

富田まちづくり推進部長 防災センターへの移転に際しましては、それにあわせて人権であったり市民相談業務であったり、そういったものをより充実させていこうという考え方がございました。今回は移転と同時に新たに市民相談員を追加ということなんですが、最初から市民相談業務の充実というんですか、そういうのはもくろみはしておりました。

飯田委員長 ほかに、この関連で。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、これで第115号議案に関する部分を終わらせていただきたいと思います。

それでは、一応ここで分科会を閉じさせていただきます。

午前 11時18分休憩

---

午後 1時12分再開

飯田委員長 再開します。どうも御苦労さまです。午後からは産業部のほうの審査に入りたいと思います。

では、大分寒くなってきまして、雪の情報が出るんですけども、まだまだこの辺までおりてこんということ、でもまあインフルエンザもかなり流行し始めとるといことなんで、お互い気をつけて業務に当たりたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、第6回総務経済分科会のほうに入りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、名畑部長。

名畑産業部長 皆さん、こんにちは。先ほど委員長のほうからもありましたとおり、非常に寒くなってまいりました。きょうも波賀町の上野大橋のところなんですけれど、路面が凍結しておりまして、ちょっと車同士の事故があったというようなことも聞いております。非常に寒くなってそういう事故がふえてくるんじゃないかなと危惧しておるところでございます。

先ほどありましたように、きょうの案件につきましては、総務経済の常任委員会の中での補正予算の協議であったり、また条例の制定についてのこと、それから分科会のほうでは補正予算第4号の関係、また第18号議案としまして農業共済事業の補正予算、これらについて審議していただくことになっております。慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

飯田委員長 それでは、分科会のほうの付託案件、第115号議案につきまして、補正予算の分につきまして関係部分審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、一通りそっちの説明をもらおうか。こっちから言おうか。特にこっちからの分は余りなかったんちゃう。誰かありましたか。これについて。

東委員。

東委員 それじゃあ、第115号になるのかな。資料の1ページのシカのこと、書いてあるとおりで、1,800頭から2,200頭に上がったということ、それはそれでいいんですけども、よく猟師が今だんだん減っておるといことなんやけども、今、猟師は市内で何人ぐらいなっとんのかな。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 失礼します。きっちりした数字を把握しておりませんが、157名だったと思います。その辺です。

飯田委員長 東委員。

東委員 さっき言ったように、何か年々高齢化になったり、数が減ったりしよるといふことやけども、減つとる、そう言いながら、捕獲数が上がっておるんで、これ何か特別なことをやっとなにかいな。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 失礼をいたします。この分なんですけれども、実は今回この1,800頭という部分は平成27年度の猟期中の実績でございます。それで、平成27年度のほうは少し平成26年度よりも少なかったということで、1,800頭ということで計上しておりました。それで平成28年が確定したということで増額をさせてもらっているんですけれども、猟師さんは大体同じ人数で今のところ推移をしております。また、宍粟市のほうで新しいハンターさんに補助をさせていただいて、免許取得もさせていただいております。それが功を奏したというところでもないんですけれども、推移は変わらないと。一、二名ふえたり減ったり、そのぐらいのところでは今のところは現状来ております。その段階で、平成28年度の実績が効果はあったということで御理解をいただきたいなど。

また、頭数にしましては、有害駆除の期間のほうは少し少のうございました。その分を猟期中でとっておられるというような形で、大体4,000頭ほどのシカ等の捕獲をしているということでございます。

飯田委員長 ほかに。

津田委員。

津田委員 この農村整備事業費、これでため池の整備計画書作成業務委託料、これマイナスなってるの、これは委託の必要がなくなったということですか。

飯田委員長 祐谷課長。

祐谷農地整備課長 失礼します。先ほど津田議員さんの御質問にお答えします。

この件につきましては、前回も整備計画の勉強会といったときにもちょっと触れさせてもらったんですけども、このため池の整備計画、うちのほう重点整備ため池という形で、農地防災減災事業によるため池で予算を計上しておりました。当初予算に3,600万という形の予算計上しておったんですけども、昨年の年度末に入札残等で、兵庫県土地改良事務所のほうと追加の管内予算調整によって前倒しで1件、

新池というのを追加で発注したんです。当初予算にはその時点ではもうのせていましたんで、今回新たに今年度湯船池、曾谷池という形で発注して、1件おおむね1,200万という単位で予算計上してありましたんで、新池のほうがもう既に昨年度そういう調査をしましたんで、今回、平成29年度に発注した湯船池、曾谷池がこの平成29年8月3日に契約が完了しましたんで、兵庫県と調整して、この12月によって1池分の1,200万は落とさせてもらって、他の土地改良区の管内に調整予算を調整するという形で、12月補正で予算を落とさせてもらいました。

飯田委員長 ほかに。関連はございませんか。

津田委員。

津田委員 済みません、次に農地費なんですけども、農業生産基盤整備促進事業補助金なんですけど、これは農家からの要望があってなのかということと、地元への対応はこれで全て完了できるのか、あと、今までの実績というのをちょっと教えていただければと思うんですけども。

飯田委員長 祐谷課長。

祐谷農地整備課長 失礼します。この事業は宍粟市単独土地改良事業補助金交付要綱に載った事業なんですけども、毎年、各旧町、市民局単位で農会長会のときに前年度に要望の取りまとめを行っております。各農会長さんより個々の農家への改良、要はこの補助事業の目的であります農業生産基盤の整備を促進し、農業経営の安定に資するといった形の目的で、農道、農道橋、ため池、頭首工、また突発的な災害復旧事業に対応する要望に基づいて予算を計上しております。

実績、毎年各市単位で実績として上げておるんですけども、今年度も昨年度の要望に基づいて21件要望をもらっております。その21件の当初予算に計上しておった分はほぼ、今9割方交付決定をして、補助金の交付、実施のほうで現場は動いております。

それで、今回この補正に出させてもらったのは、市単土地改良事業の中でも当初要望になかった災害復旧が起きましたんで、この18号と21号に起因する災害復旧事業の追加要望という形で、一応これを今回事業費で720万の2分の1の補助という形で360万補正をさせていただいております。これについてはまだ、今要望、現地測量の段階なんで、まだ執行のほうはしておりません。

以上です。

飯田委員長 ほかに、続けてありますか。

東委員。

東委員 きょうの資料の3ページの歳出のところの600万と40万のこの補正ですけども、この600万は台風21号災害の倒木被害ということなんですけども、その下の地元管理林道用のこれ、これはどういう、今までこんなことよくあったのかな。余り聞かなかつたんやけども、それで、この2カ所だけが要望が出たのか、たまたまこの2カ所だけしか取り組まなかつたのか。その辺ちょっと教えてください。

飯田委員長 中村課長。

中村林業振興課長 失礼します。今、東議員の御質問いただいたんですけども、今回2件、そちらの資料の3ページの主な補正理由のところ、山崎町の神谷と、それから波賀町の上野自治会のほうから今回要望をいただいております。これにつきましては、それこそ台風21号の関係以降、御要望いただきまして、それで、路面の洗掘でありますとか、通行に支障があるというところもありまして、その分につきましては、やっぱり今後の森林整備にも影響を来すということで、今回御要望にお応えするという形で予算計上させていただいております。

以上です。

飯田委員長 東委員。

東委員 いやいや、そうだと思うんですけども、地元管理林道というのがちょっと気になったので、それと、多分今言ったように台風の関係でちょっと傷んだとかだつたんだろうと思うんやけども、林道、林道いうたら、そのさび分けというのかな、どういう基準だつたのかちょっとわからなかつたので聞いた。地元管理林道と、どういうことかなと思って。

飯田委員長 中村課長。

中村林業振興課長 今、市のほうの直営管理している林道というのは市内で17路線ございます。これにつきましては、例えば自治会館のいわゆる連絡機能を持っているような林道、それからあと、森林基幹道へのアクセスという部分でも、やっぱりこの直轄林道というのは市が管理すべきという認識の中で今担っております。

地元の管理林道につきましては、それぞれの流域の関係で、それ以外の分で地元のほうで管理していただくという位置づけで、今188路線市内にあるんですけども、その中の17路線が、今申しましたような市が直営で管理すべき林道と、それから地元の中で管理していただく林道というような、いわゆる自治会館からのアクセスがあるとか、それから基幹幹線、基幹の林道とのアクセスがあるような路線につきましては、市のほうで管理すべきという認識の中で考えておりまして、それ以外の、その地域の流域の中で森林整備をする位置づけの道につきましては、地元の中で管

理していただくと。それにつきましては、林道も作業道も同じ考えの中でやっていただくという考えでございます。

飯田委員長 東委員。

東委員 まずびんとこないんだけど、要はこの前は原材料費だけですよ。その作業道と林道とのさび分けというかな、その辺もあると思うんやけども、林道と名がついたら、やっぱり必ず結びついとるわけなんで、基幹にも。その辺は原材料だけでなしに全部、上の600万と一緒に、その辺は無理だったのかなと思って、ちょっと気になったんですね。

飯田委員長 中村課長。

中村林業振興課長 今回の補正につきましては原材料費ということで上げさせていただいておるんですけども、これとはまた別で、同じ地元管理の林道あるいは作業道につきましては、地元自治会とか、あるいは生産森林組合も含めてなんですけども、そういった方々を対象に市のほうから、例えばそこの路線で道路が傷んだんで、それを補修、修繕する工事につきまして例えば30%補助させていただくというような、そういう支援策も市のほうでは講じておりまして、それと選択という形で原材料費という形と、二つのパターンで今提案させていただいておりまして、今回の上野地区と、それから神谷地区につきましては、労力はあるので原材料のほうで支給していただきたいという御要望があったので、原材料費のほうで計上しております。

以上です。

飯田委員長 ほかに。よろしいか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、2番目、第118号議案、平成29年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)の関係部分についての審査をお願いいたします。

この部分については出てないね。あります。

田中委員。

田中孝幸委員 死廃共済金が死廃事項増加に伴う増加ということになっただけですけども、どういう。牛ですかね。牛が多いんですかね。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 読みにくいような言い方してますが、済みません。死廃につきましては、宍粟市で言えば牛の関係の部分でございます。それで、今回の補正につきましては、昨年もそうだったんですけども、やはり牛のほうの、こちらの計画では大体年齢が中ほどの年齢の牛が死ぬということを想定してともとも予算を組ん

でいるんですけれども、今回等も含めてなんですけれども、だんだんと1年半とか2年肥育した牛のほうで死んでしまうとか、そういう形で、値段的に大きな牛が死ぬということの事例が多発している状況です。1頭で約200万、300万の牛が死ぬとかということになりますんで、通常計画で100万ぐらいの牛がということで予算計上しているんですけれども、一気に200万の牛、300万の牛が死ねば、予算のほうが必要という形になっておまして、今回は補正につきましては、今現在までに計算したところ、昨年の実績等々勘案した中でお金が足りないというような計画でございますので、昨年の12月、1月、2月、3月、これの平均をとらせていただきます、これに大体1.1倍ぐらいの計上を、予算計上、追加計上させてもらっているという状況でございます。

飯田委員長 田中委員。

田中孝幸委員 補正後の予算は前年度の決算額と大体同額ぐらいになるんですかね。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 今回の計算では同額になるということなんですけれども、ただ、これにつきましてもあと4カ月で、牛が死ぬか死なないかということになれば少しあれなんで、とりあえず今回も園芸等で弾力条項ということで使わせていただいているんですけれども、それではなく、あくまでも議会の中で補正予算を通していきたいということで計上させてもらっている状況でございます。

飯田委員長 田中委員。

田中孝幸委員 僕もちょっと牛の関係見させていただいているんですけども、何ほぐらいですか、平均的に。共済金額。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 申しわけありません、今資料を持っていないんですけれども、共済金の支払い額で言えば、通常死んでも売れる牛等々であれば10万とか20万、それで、もうどうにも使いものにならないよというときには200万とかいうところまでいきます。

飯田委員長 ほかに。よろしいですか。

大久保委員。

大久保委員 今、課長説明された200万とかいうのは誰が決める金額なん。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 年齢によって違うと思うんです。まず子牛で買ってきて、その中で一月、二月とずっと育てていくと。その中で最終的に死んだときの牛の大きさ

とかで肉として幾らの価値があるというのを判定を共済のほうでしますので、その分で値段が決まってくるということでございます。

飯田委員長 大久保委員。

大久保委員 共済のほうで決めるということやね。

飯田委員長 前川課長。

前川農業振興課長 共済のほうで決めるんですけれども、ただ、売れる牛につきましては業者のほうが買い取り価格を決めます。その分は差し引きするという形になると思います。

飯田委員長 ほかに。ありませんか。

東委員。

東委員 ちょっと教えてほしいんですよ。前聞いたかもわからんのですが、農業の関係で、議案書の1ページ、第118号の1ページの業務勘定のところ、ちょっと前聞いたかもわからんけども、300万の違い、この辺ちょっと見方を教えてください。議案書ね、議案書の118号。業務勘定のところ、業務勘定の収入が3,200万で、業務勘定の支出が3,500万やね。こうなって、もちろん合計も違うけども、この対比で300万ほど差があるんやけども、この見方ちょっと、教えてもらったと思うけど、忘れたんで、ちょっともう一回教えてください。もちろん合計もですけどね。営業収益が8,900万で営業費用が9,200万と。1回教えてもらったと思うんやけど、もう一回聞いとこうと思って。補正は補正でいいんやけども。

飯田委員長 これって要は共済事業収益いうんと営業収益いうんの違いがわかったらええんちゃうん。

前川課長。

前川農業振興課長 済みません、後で調べてまた報告させていただくということでよろしいでしょうか。

飯田委員長 それでは、その部分についてはまた後で資料をお願いします。

その他ありませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようですので、それでは、分科会への付託案件審査、第115号議案、第118号議案についての審査はここで終わりたいと思います。

それでは、とりあえずここで分科会を閉じたいと思います。

午後 1時38分休憩

午後 2時52分再開

飯田委員長 再開します。

今回、予算決算常任委員会の分の総務分科会、建設部にかかわる部分についてまず審査に入りたいと思います。

えらい天気よくなったんですけども、きのう、おとついでくらいから雪が降る、雪が降るということでしたけれども、何とか今のところは雪が降っていない状況です。またこれから積雪が多くなっていく時期になります。建設課のほうについてもいろいろと忙しくなるかと思うんですけども、ちょっと皆さんも議員ともども風邪を引かんように切磋琢磨したいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、第115号議案に関する部分について審査に入りたいと思います。よろしくをお願いします。

部長。

花井建設部長 引き続きの審査、御苦労さまでございます。それでは、第115号議案について、建設部のほうからですが、簡単に説明させていただいたほうがよろしいですね。

飯田委員長 はい、お願いします。

花井建設部長 説明させていただきます。

飯田委員長 福岡次長。

福岡建設部次長 失礼します。それでは、第115号議案、平成29年度穴粟市一般会計補正予算（第4号）の建設部の関係部分につきまして、簡単に御説明いたします。

まず、1ページ目の（1）でございます。繰越明許費の補正、これは追加でございます。

まず、道路維持補修事業、自治会等の要望によりまして道路維持修繕工事を実施する箇所が生じたことによる補正でございます。これにつきましては、農業用水等の関係もあり、かんがい時期までに工事を完成させる必要があるということで、須賀沢2号線ほか1,850万円の繰り越しを計上しております。

でございます。公共土木施設災害復旧事業でございます。9月、10月の台風による災害復旧のための補正でございます。これにつきましては、災害査定が9月は12月に、10月の分は1月にいうことで、災害査定が年明け、年の後半ということで行われます。それから発注ということになりますので、嵯峨山・小林線、また森添・横山1号線、これの1,800万の繰り越しでございます。

続きまして、（2）の歳入歳出予算の補正でございます。

めくっていただきまして、まず2ページでございます。これにつきましては、一般会計の歳入の補正でございます。

まず、1行目、分担金及び負担金ということで、これは県営急傾斜地崩壊対策事業費が増額されたことによります43万円の増額でございます。

2行目、これは国庫支出金、先ほど言いました公共土木災害、施設災害が発生したことによる1,200万6,000円の増額補正でございます。

続きまして、3行目から6行目、これは国庫支出金でございます。社会資本整備総合交付金の交付額がそれぞれ決定されたことによります増減でございます。

それから、7行目は、ページ数で言いますと10ページなんですけども、県支出金、簡易耐震診断推進事業補助金の交付額が決定されたことによります増額でございます。

続きまして、その後、老朽危険空き家、またひょうご住まい耐震化促進事業、それぞれ交付額が決定されたことによります増減でございます。

その下、10行目になるんですけども、予算書では11ページでございます。寄附金、最上山もみじ山植栽事業への指定寄附の申し出による増額でございます。

その下が、11行目なんですけども、諸収入ということで、簡易耐震診断件数が増加したことによる3万1,000円の増額でございます。

その下、12行目から15行目までは市債の土木債でございます。それぞれ振り替えや事業費の増額等々によります増減でございます。

最後が、市債の災害復旧事業費でございます。ページ数は12ページなんですけども、公共土木災害が発生したことに伴います災害復旧事業債の増額590万となっております。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

まず、1行目、2行目といたしまして、土木費の土木総務費、これにつきましても、社会資本整備総合交付金の県補助金の交付額が決定されたことによります増減でございます。

3行目が、県営急傾斜地崩壊対策事業の事業費が増額となったことによります43万円の増額でございます。

続きまして、4行目、5行目、予算書のページ数で言いますと17ページ、これにつきましても、耐震化促進事業補助金や老朽空き家除却事業補助金、それぞれの社会資本整備総合交付金及び県補助金の交付額が決定されたことによります増減でござ

ざいます。

6行目、ページ数で言いますと17ページ、これの土木費、道路維持費でございます。これにつきましては、先ほど繰り越しさせていただいております分の補正でございます。地元自治会等の要望による道路維持修繕工事を実施する箇所が生じたことによる増額及び台風による倒木処理と土砂撤去をする必要が生じたことによる2,150万円の増額でございます。

その下が、土木費の河川維持費でございます。河川水路修繕工事費ということで、地元自治会等の要望によります河川維持修繕工事を実施することにより増額ということで、300万円の増額でございます。

その下、8行目です。予算書で言いますと18ページ、これは土木費の公園費、最上山もみじ山植栽事業への指定寄附の申し出による130万円の増額補正でございます。

最後、9行目、災害復旧費でございます。台風の影響によります災害復旧工事を実施する箇所が生じたことによる1,800万円の増額ということで、これにつきましては、先ほど言いました繰り越しとなっております。

次めくっていただきまして、4ページと5ページは道路維持補修事業ともみじ山強化事業、これにつきましては主要事業となっております。これについての補正の理由の説明書を添付しております。

説明については以上でございます。

飯田委員長 ありがとうございます。

関係部分の説明は終わりました。これについて質問ございましたらよろしく願います。ございませんか。

東委員。

東委員 ないようだったら、この説明資料でちょっと聞くんですけども、まず最初に、議案書の17ページにも載ってるんだけども、議案書の17ページの19節のところの老朽危険空き家除却事業補助金170万あるわね。議案書の17ページの土木費の19節のところの老朽危険空き家除却事業補助金170万と、それと、きょうの説明資料の歳入の10項の37万5,000円、ちょっとこの関係を教えて。

飯田委員長 太中次長。

太中建設部次長兼都市整備課長 この老朽危険空き家除却事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金を50%受けるのと、それと県の補助金を25%受けて、合計75%の補助を受けて実施しております。

そして、今御質問ありました歳入の関係でございますけども、歳入につきましては、県費の補助金でございます。事業費の25%をこちらに上げさせていただいております。

飯田委員長 東委員。

東委員 わかりました。それと、この説明資料の2ページの歳入のところ、項で言うたら11項やね。11項いっぱいあるけども、下から3番目の急傾斜地のところで、過疎対策事業債の対象外になったと書いとるわね。下から3番目。県との調整の中で急傾斜地崩壊対策事業が過疎対策事業債の対象外となったと書いとるわね。対象外になって、1,930万減額になっただけでも、歳入の。それで、なお振り替えで公共事業債と、それから防災事業債に振り替えて1,500万と500ぐらい、ちょっと金額上げとるけどね。これはなぜこうなったんかいなと思って。何か特別な理由があるんかなと思って。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 失礼します。急傾斜地崩壊対策事業については、過疎対策事業債の対象にならないということで、当初予算では、今年度から宍粟市は過疎地域になったということで、当初予算ではそういうことで計画しとったんですけども、県とのやりとりの中で過疎対策事業の対象ではないということが発覚しましたので、今回訂正させていただいて、公共事業債と防災対策事業債のほうに借りかえということで予定をさせてもらっております。ちょっと当初予算のときにはその辺勉強不足ということでもあります。よろしくをお願いします。

飯田委員長 東委員。

東委員 間違いとかそういう指摘しとるんじゃないかと、やっぱりどうしてもだめなのかな。当然変わってくると思うんやけどね。交付税算入も全てやね。随分変わる、どのぐらい変わる。そんな変わらへん。

飯田委員長 井口課長。

井口建設課長 ちょっと詳しいところは、財政のほうを担当しております、ちょっと詳しいところは聞いてないんですけども、当然過疎対策事業のほう有利な起債やということがわかって、そっちのほうを予定しておったんですけども、メニューの中で急傾斜地対策事業には充当できないということが発覚しましたので、やむなく公共事業債とか防災対策事業債のほうに振り替えさせようということで財政のほうから聞いております。

飯田委員長 ほかにございませんか。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員長 論点整理の中で道路補修修繕事業が緊急を要するのはというような意見が出しとったわけですね。結局、今説明があったように、要は台風災害によることが、ほぼそれに関するものが多いということですね。

田中一郎副委員長 花井部長。

花井建設部長 一応修繕ということで、基本的に、委員会の中でも答弁しておりますように、修繕についてはできるだけ速やかに実施するという中で、今回、須賀沢の側溝になるんですけども、水路関係のもの、それから今宿の水路関係のものということで、湯水期でないとできないということで、今回させていただくということで、繰り越し、工期的に言いますと、若干標準工期から言うと出てしまいますので、安全をとって一応繰り越しも一緒にさせていただいて、基本的には年度内に完成させるつもりではございますが、どちらにしましても5月、水が上がるまでには完成しないといけないということで、そういう形で対応させていただきます。

飯田委員長 わかりました。

ほかに。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ほかにないようでしたら、総務経済分科会の付託案件審査についてはこれで終了したいと思います。

とりあえずここで分科会を閉じさせていただきます。

午後 3時10分休憩

---

午後 3時48分再開

飯田委員長 再開します。まず、第78回宍粟市議会定例会付託案件審査につきましての、予算決算常任委員会総務経済分科会への付託案件でございます。

第115号議案、平成29年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)の関係の部分について、まず、この件につきましての自由討議ございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 なしでよろしいですか。

討論。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、採決に移ります。賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

飯田委員長 挙手全員です。特に意見についてはございませんね。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、続きまして、産業部関係の第118号議案、平成29年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)について、これについてございますか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、討論お願いしたいんですけども、討論もございませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 なしと認めます。

それでは、採決に移ります。第118号議案について賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

飯田委員長 挙手全員です。

では、第115号議案、それから第118号議案、賛成6人ということで報告いたします。

分科会を閉会いたします。

(午後 3時50分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会総務経済分科会 委員長 飯 田 吉 則